土砂災害に備えるために

～犠牲者ゼロを目指して
土砂災害防止法による取組み～

― 説明内容 ―

１．土砂災害について

・土砂災害の種類

・国内土砂災害発生状況と発生事例

２．土砂災害防止法について

・法の目的、背景と経緯

・法によって生じる義務と規制

３．どのような情報に注意が必要か。

・土砂災害警戒情報

・土砂災害の前兆現象

４．土砂災害から身を守るには？

・日頃の備え、大雨時の対応

・土砂災害から備えるための情報入手、活用

１．土砂災害について

土砂災害の種類

① 急傾斜地の崩壊

② 土石流

③ 地すべり

国内の土砂災害発生件数の推移

・1時間降水量の年間発生回数
・全国約1300地点のアメダスより集計した1000地点あたりの回数

（国土交通省調べ）

全国の事例;平成26年8月豪雨による広島土砂災害

- 日　時：平成２６年 ８月２０日
- 場　所：広島県 広島市 安佐南区、安佐北区
- 降雨量：1時間最大　87mm（24時間雨量　247mm）
- 被害状況：死者　74人、住宅被害　129棟

出典：国土交通省砂防部資料（平成26年9月2日時点）

東京都における事例;あきる野市の急傾斜地の崩壊

- 日　時：平成22年 7月5日（梅雨前線による豪雨）
- 場　所：あきる野市
- 降雨量：1時間最大　47mm（総雨量　67mm）
- 被害状況：がけ下の建物基礎まで土砂が到達

土砂災害のおそれのある箇所

東京都で約１５，０００箇所

2. 土砂災害防止法について

土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくための法律です。

土砂災害防止法の主な内容

- 基礎調査の実施*（都道府県）*
- 警戒区域と特別警戒区域の指定*（都道府県）*
- 警戒避難体制の整備*（区市町村）*
- 建築物の構造規制*（建築主事を置く地方公共団体等）*
- 特定開発行為の許可制*（都道府県）*

土砂災害防止法施行の背景と現在に至る経緯

毎年のように全国各地で土砂災害が発生している一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けている。

全ての危険箇所を対策工事により安全な状態にするには膨大な時間と費用を要する。

平成13年4月1日　土砂災害防止法施行

【東京都】調査着手状況
・平成15年度　西多摩部着手
・平成25年度　区部着手

【東京都】平成26年12月　長期ビジョン
・平成29年度に都内1.5万箇所基礎調査完了
・平成31年度に都内1.5万箇所区域指定完了

平成27年1月18日　改正土砂災害防止法施行

契機①　平成11年6月29日「広島災害」
土砂災害発生件数325件、死者24名

【目的】（土砂災害防止法第一条抜粋・要約）
土砂災害から国民の生命・身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの。

契機②　平成26年8月20日広島土砂災害
（死者74名、負傷者39名）
【国】平成26年11月19日土砂災害防止法改正
基礎調査結果の早期公表

【国】平成27年4月14日報道発表
平成31年度迄に全都道府県基礎調査完了の実施目標の発表。

基礎調査の実施

基礎調査とは

「土砂災害のおそれのある区域を特定する調査」

今まで蓄積した災害情報に基づき、一旦土砂災害が発生してしまったら人命に関わる災害になる可能性の高い条件を抽出。その条件下になる場所と範囲を特定するために現地の調査が必要です。

警戒区域の指定（急傾斜地の場合）

警　戒　区　域：土砂災害のおそれのある区域（イエローゾーン）
※高さ５m以上かつ斜度３０度以上のがけで居室を有する建築物が建つ可能性がある場所

特別警戒区域：警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域（レッドゾーン）
※土石等の移動により建築物に作用する力　＞　通常の建築物の耐力

レッドゾーンは、高さ・斜度・土質等から計算で決定

基礎調査の結果:オルソ図
（急傾斜地）

基礎調査の結果：区域図（急傾斜地）

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）

区域指定後の義務と規制事項

- 区市町村に課せられる義務

警戒避難体制の整備

ハザードマップの作成

- 不動産取引時の義務

重要事項説明の義務化

- 開発や建物の建設時に求められること

特定開発行為の許可制

建築物の構造規制

- その他

建築物の移転勧告

警戒区域の指定を受け

警戒避難体制の整備

（区市町村）

・災害情報の収集・伝達や、早期の避難・救助を円滑に実施できるよう警戒避難体制を整備

警戒区域の指定を受け

ハザードマップの作成等

（区市町村）

- 警戒区域・特別警戒区域や、避難場所、避難ルートその他警戒避難に必要な情報等を記載したﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟを作成

警戒区域の指定後は

宅地建物取引における措置

宅地・建物等の取引時 ⇒ 重要事項説明の義務化

有用な情報の確実な引継ぎ

特別警戒区域では

基礎調査結果に基づく建築指導がなされます
（建築主事を置く地方公共団体等）

- 建築指導が、建築基準法に基づき行われます。
- 建築指導の際は、基礎調査結果が有効活用されます。

特別警戒区域では

特定開発行為の許可制

- 宅地分譲や病院、福祉施設などの建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可

特別警戒区域では

建築物の移転勧告及び支援措置

- 危険が喫緊に迫った場合、行政による移転勧告あり（住宅金融公庫その他支援措置含む）

３．どのような情報に注意が必要か。

― 土砂災害警戒情報の発表―

土砂災害警戒情報とは

- 大雨により、がけ崩れや土石流の発生する危険性が高まったと判断した時に、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です
- 土砂災害警戒区域等では避難を検討してください

土砂災害警戒情報発表のイメージ

気象庁ホームページの発表のイメージ

東京都土砂災害警戒情報　第1号

平成22年7月5日　20時55分
東京都　気象庁予報部　共同発表

【警戒対象地域】
北区＊　板橋区＊　練馬区＊

＊印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
＜概況＞
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、区市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください

警戒対象地域

問い合わせ先
03-5320-5431（東京都建設局河川部防災課）
03-3212-8341（気象庁予報部予報課）

テレビのテロップのイメージ

このような時も注意が必要です。

― 土砂災害の前兆現象 ―

前兆現象が見られたら
即、避難を！

がけ崩れの前兆現象

時間的切迫性

湧水量の増加

小石が
ぱらぱら落下

湧水が濁る

小石が
ぼろぼろ落下

亀裂の発生

がけ崩れ発生

前　兆　現　象

４．土砂災害から身を守るには？

◎ 日頃の備え

・土砂災害警戒区域等の場所を把握しておく

・避難場所や道順を確認しておく

・非常時の持ち出し品を揃えておく

・区市町村の防災メールに登録しておく

◎ 大雨時の対応

・気象や雨量の情報を集める（防災メール、防災無線）

（様子をみる際は二階の、崖や沢から離れた部屋で）

・大雨警報や土砂災害警戒情報が出たら早めに避難

・前兆現象の発現など、身の危険を感じたら即避難

土砂災害に備えるための情報入手、活用

○ 避難準備情報、避難勧告、避難指示

タイミング	「土砂災害警戒情報」が発表され、土砂災害の危険性が高まった時
対　　象	土砂災害のおそれのある急斜面付近にお住まいの方
伝達方法	防災行政無線、防災メール、ツイッター 区市町村ＨＰ、テレビ・ラジオ、広報車など

早めに、避難

○ 避難行動の例

・周囲の安全を確認して開設する避難所へ移動
・堅牢な２階以上の建物へ避難　　等

犠牲者ゼロを目指して

自助
防災への備え
警戒区域等の把握
避難行動

連携

共助
地域の助け合い
避難訓練の実施
など

地域の皆さま

協働

国・東京都・区市町村

公助
警戒避難体制の整備
土砂災害警戒区域等の情報提供
など